

さいたま市特定教育・保育施設等の利用に関する事務取扱要綱

制 定 平成26年10月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）の規定による特定教育・保育施設等の利用に関し、必要な事項を定めることとする。

(保育施設の利用の申込み)

第2条 法第19条第1項第2号、第3号に該当し、教育・保育給付認定を受けた保護者のうち、特定保育施設、特定地域型保育事業の利用を希望する保護者（以下「利用希望保護者」という。）は、福祉事務所長に対し、保育施設利用申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。なお、法第20条第1項の規定による認定の申請により確認することができるときは、当該書類を省略することができる。

- (1) 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）第2条第2項各号に掲げる書類
 - (2) 前号に掲げるもののほか、福祉事務所長が必要と認めた書類
- 2 福祉事務所長は、前項各号の審査に必要な書類について保護者から提出を求め、必要に応じ、面接及び実地調査等を行うことができる。

(利用調整)

第3条 福祉事務所長は、前条の規定に基づき利用希望保護者から利用申込みのあった児童（以下「申込み児童」という。）が、保育施設の定員を超える申込みがある等の理由により、申込み児童について全員同時に利用のあっせんをできない場合は、利用調整を行うため利用調整会議を開催するものとする。

- 2 福祉事務所長は、前項の規定により利用調整を行う場合には、別表に掲げる「保育施設利用調整基準表」に基づき、保育の必要性が高い申込み児童から順に利用のあっせんを行うものとする。
- 3 利用調整会議は以下の者をもって構成する。
 - (1) 区支援課長
 - (2) 区支援課児童福祉係長
 - (3) 区支援課児童福祉係員
 - (4) その他、福祉事務所長が必要と認める職員
- 4 利用調整に関し必要な事項は、福祉事務所長が別に定めるものとする。

(利用のあっせん等)

第4条 福祉事務所長は、前条の利用調整により利用のあっせんを行うときは、特定教育・保育施設等利用内定通知書（様式第2号）により、また、利用のあっせんが行えなかったときは特定教育・保育施設等利用調整結果決定通知書（様式第3号）により利用希望保護者に通知するものとする。

2 福祉事務所長は、特定教育・保育施設等への利用のあっせんを行ったときは、当該児童の保育の利用内容を児童台帳（様式第4号）により記録しておくものとする。

(特定教育・保育施設等の利用期間)

第5条 特定教育・保育施設等の利用期間は、府令第8条各号に規定する教育・保育給付認定の有効期間とする。

(利用の解除)

第6条 福祉事務所長は前条の利用期間内において、特定教育・保育施設等のうち、認可保育所を利用している児童の保護者が次の各号に該当するときは、利用の解除を行う。

(1) 転出したとき。

(2) 府令第1条の5各号及びさいたま市子ども・子育て支援法施行細則第2条の規定に該当しなくなったとき。

(3) 保護者より利用停止の申し出があったとき。

(4) その他、特定教育・保育施設等の利用の継続が不相当であると認めたとき。

2 福祉事務所長は、前項の規定により認可保育所の利用を解除するときは、あらかじめ、保護者に対し、当該解除の理由を説明し、利用の解除をしたときは、特定教育・保育施設等利用解除決定通知書（様式第5号）により、速やかに当該保護者に通知しなければならない。

3 特定教育・保育施設等のうち、認可保育所以外を利用している児童の保護者が第1項各号に該当するときは、特定教育・保育施設等と締結する契約に基づき、利用施設から保護者に対し当該解除の理由を説明し、利用の解除を通知しなければならない。

(保育の必要量の認定)

第7条 府令第4条第2項に掲げる事由に該当する区分は以下のとおり定める。

(1) 府令第1条第3号に掲げる事由に該当する場合は、1か月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）とする

(2) 府令第1条第6号及び第9号に掲げる事由に該当する場合は、1か月当たり200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）とする。

(教育・保育給付認定の有効期間)

第8条 府令第8条各号に規定する市町村が定める期間は以下のとおりとする。

- (1) 府令第8条第4号ロ及び第10号ロに規定する市町村が定める期間は、2か月間とする。
- (2) 府令第8条第6号及び第12号に規定する市町村が定める期間は、保護者の状況並びに地域における保育利用の実情を勘案して児童福祉の観点から必要があると市長が認める期間とする。
- (3) 府令第8条第7号に規定する市町村が定める期間は、当該小学校就学前子どもが小学校就学の始期に達するまでの期間とする。
- (4) 府令第8条第13号に規定する市町村が定める期間は、当該小学校就学前子どもが満3歳に達する日の前日までの期間とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、福祉事務所長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後のさいたま市特定教育・保育施設等の利用に関する事務取扱要綱別表(第3条関係)及び様式第1号(第2条関係)の規定は、利用開始希望月が平成28年4月以降の利用申込みにかかる利用調整について適用するものとし、平成27年度までの利用調整については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年10月3日から施行する。

(経過措置)

2 改正後のさいたま市特定教育・保育施設等の利用に関する事務取扱要綱別表(第3条関係)及び様式第3号(第4条関係)の規定は、利用開始希望月が平成29年

4月以降の利用申込みにかかる利用調整について適用するものとし、平成28年度までの利用調整については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年10月2日から施行する。

(経過措置)

2 改正後のさいたま市特定教育・保育施設等の利用に関する事務取扱要綱別表(第3条関係)及び様式第1号(第2条関係)の規定は、利用開始希望月が平成30年4月以降の利用申込みにかかる利用調整について適用するものとし、平成29年度までの利用調整については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後のさいたま市特定教育・保育施設等の利用に関する事務取扱要綱別表(第3条関係)及び様式第1号(第2条関係)の規定は、利用開始希望月が平成31年4月以降の利用申込みにかかる利用調整について適用するものとし、平成30年度までの利用調整については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年8月20日から施行する。

(経過措置)

2 改正後のさいたま市特定教育・保育施設等の利用に関する事務取扱要綱別表(第3条関係)の規定は、利用開始希望月が令和2年4月以降の利用申込みに係る利用調整について適用するものとし、令和元年度までの利用調整については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

保育施設利用申込書

(宛先) さいたま市 福祉事務所長

父母のさいたま市への住民登録(1月1日時点) ※無の場合は市区町村名をご記入ください

□ 教育・保育給付認定申請書と同じ(□をすれば記入不要)

Table with columns for parent information: 父 (Year, Present/Absent), 母 (Year, Present/Absent), and 住所 (さいたま市).

次のとおり、保育施設の利用希望がありますので申し込みます。

Table for child information: 利用を希望する児童 (フリガナ, 氏名, 性別, 生年月日), 利用希望保育施設 (第1-4希望), 施設コード, 保育を必要とする期間.

Main table for parent status: 児童の送迎予定, 送迎者氏名, 続柄, 送迎方法, 父の状況, 母の状況, 父母が就労・就学の場合, 父母が病気・障害の場合, 父母が介護・看護する場合, 不存在, 出産, その他.

※ 該当するところには○をするなど、必ず記入してください。

Table for current childcare status: 現在の児童の状況 (1-4), 兄弟姉妹同時申込時の希望.

※保育施設利用申込書については福祉事務所において職場に確認するなど、内容を調査する事があります。
※記載事項に虚偽があった場合には申込みが無効になります。

Bottom form fields: 受付日, 受付園, 面接, 申請入力, 入所入力, 兄弟姉妹在・同.

様式第2号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

さいたま市 福祉事務所長



特定教育・保育施設等利用内定通知書

過日、特定教育・保育施設等の利用の申込みについて、次のとおり利用調整（選考）を行いましたので通知します。

児童の氏名、生年月日及び支給認定証番号	
特定教育・保育施設等名	
保育の必要性の理由	
特定教育・保育施設等利用期間	年 月 日 から 年 月 日まで
利用者負担額（月額）	
備考	<ul style="list-style-type: none">利用調整（選考）の結果、認可保育所以外の特定教育・保育施設等の利用が内定された方につきましては、本通知書を各特定教育・保育施設等へ持参し、保護者と施設との間で直接施設利用に関する契約を締結する必要があり、この契約締結をもって施設の利用が正式に決定します。支給認定証の有効期間中であっても、保育を必要とする基準に該当しなくなった場合には、施設利用の解除をいたします。（2号・3号認定の方の場合）
通知書番号	

様式第3号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

さいたま市 福祉事務所長



特定教育・保育施設等利用調整結果通知書

年 月 日付で申込みがありました特定教育・保育施設等の利用については、利用調整の結果、次の理由により利用のあつせんができませんでしたので通知します。

児童の氏名、生年月日及び支給認定証番号	
利用開始希望年月日	
理由	
希望した特定教育・保育施設等名	
<p>(教示)</p> <p>1 この処分について不服があるときは、処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> <p>3 この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>	
通知書番号	

児 童 台 帳

※ 福祉事務所記載欄(記入不要)

保育の必要性に関する経過

給付等に関する状況	教育・保育給付認定の可否		認定者番号		教育・保育給付認定区分	
	可 年 月 日認定				<input type="checkbox"/> 1号	
	否(否とする理由)				<input type="checkbox"/> 2号(<input type="checkbox"/> 標 <input type="checkbox"/> 短)	
					<input type="checkbox"/> 3号(<input type="checkbox"/> 標 <input type="checkbox"/> 短)	
	給付(入所)の可否			給付(利用)期間		
	可(施設区分) (<input type="checkbox"/> 施設型 <input type="checkbox"/> 特例施設型) (<input type="checkbox"/> 地域型 <input type="checkbox"/> 特例地域型) 否(否とする理由)			自 年 月 日 至 年 月 日 至 認定区分の上限期間		
その後の経過	入所施設(事業者)名			保育の必要性の番号		
	<input type="checkbox"/> 認可 <input type="checkbox"/> 認定こども園(幼・保) <input type="checkbox"/> 小規模 <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> その他			当初番号(父)・(母) () ()		
				変更番号(父)・(母) () ()		
	変 更 内 容			変更年月日		変更事由
	世帯・教育・保育給付認定区分・給付期間・利用施設・保育の必要性・階層区分			年 月 日		
	世帯・教育・保育給付認定区分・給付期間・利用施設・保育の必要性・階層区分			年 月 日		
世帯・教育・保育給付認定区分・給付期間・利用施設・保育の必要性・階層区分			年 月 日			
世帯・教育・保育給付認定区分・給付期間・利用施設・保育の必要性・階層区分			年 月 日			
世帯・教育・保育給付認定区分・給付期間・利用施設・保育の必要性・階層区分			年 月 日			
保育の必要性の消滅年月日			消滅理由			
年 月 日						

世帯階層区分の認定経過

	年 月		年 月		年 月	
	所得税の課税	市 町 村 民 税 額	所得税の課税	市 町 村 民 税 額	所得税の課税	市 町 村 民 税 額
父	課税	均 円	課税	均 円	課税	均 円
	非課税	所 円	非課税	所 円	非課税	所 円
母	課税	均 円	課税	均 円	課税	均 円
	非課税	所 円	非課税	所 円	非課税	所 円
祖父	課税	均 円	課税	均 円	課税	均 円
	非課税	所 円	非課税	所 円	非課税	所 円
祖母	課税	均 円	課税	均 円	課税	均 円
	非課税	所 円	非課税	所 円	非課税	所 円
合計	課税	均 円	課税	均 円	課税	均 円
	非課税	所 円	非課税	所 円	非課税	所 円
生活保護法 適用の有無	有・無 年 月 日 開始、廃・休止		有・無 年 月 日 開始、廃・休止		有・無 年 月 日 開始、廃・休止	
世帯階層 区分の認定	市階層	国階層	市階層	国階層	市階層	国階層
利用者負担額	全・半・無 円		全・半・無 円		全・半・無 円	

様式第5号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

さいたま市 福祉事務所長 印

特定教育・保育施設等利用解除決定通知書

次のとおり、特定教育・保育施設等の利用を解除しましたので通知します。

児童の氏名、生年月日及び認定者番号	
特定教育・保育施設等名	
利用解除年月日	年 月 日
利用解除理由	
<p>(教示)</p> <p>1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> <p>3 この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>	

令和2年度保育施設利用調整基準表

新・変・転
月

区分	父の状況				母の状況			
	基本指数	加算指数		基本指数	加算指数			
就労・採用予定	8h以上	20	週5日以上	3	20	週5日以上	3	
	7~8h未満	19			19			
	6~7h未満	18	週5日以上かつ1日8時間以上	1	18	週5日以上かつ1日8時間以上	1	
	5~6h未満	17			17			
	4~5h未満	16	居宅外	2	16	居宅外	2	
	4h未満	15			15			
	採用予定(生計中心者・保育土等優先利用希望者を除く)	15			15			
内職	16			16				
求職中・起業準備	10	倒産・解雇	5	10	倒産・解雇	5		
		生計中心者	3		生計中心者	3		
出産予定				33				
疾病	20	入院(1ヶ月以上)	13	20	入院(1ヶ月以上)	13		
		常時臥床・指定難病			常時臥床・指定難病			
		上記以外	6		上記以外	6		
障害	身体障害	20	1・2級	13	20	1・2級	13	
			3級	10		3級	10	
			上記以外	6		上記以外	6	
	精神障害	20	20	1級	13	20	1級	13
				2級	10		2級	10
				3級	6		3級	6
	知的障害	20	20	◎・A・B	13	20	◎・A・B	13
C				10	C		10	
看護	20	20	常時臥床の親族を看護	10	20	常時臥床の親族を看護	10	
			通所・通院の付添い	10		通所・通院の付添い	10	
			週5日以上	8		週5日以上	8	
			同週4日以上	8		同週4日以上	8	
			上記以外	4		上記以外	4	
介護	20	20	要介護3~5	10	20	要介護3~5	10	
			要介護2	8		要介護2	8	
			要介護1	4		要介護1	4	
週3日以上介護保険サービス利用あり	18			18				
災害復旧	50			50				
就学	就学中	18	職業訓練	4	18	職業訓練	4	
	就学予定	11			11			
不存在	別居	24	離婚調停中拘禁中等証明あり	20	24	離婚調停中拘禁中等証明あり	20	
	不存在	60			60			
計				計				

児童名

調整指数1(保育状況)		指数
区分		
記載なし		0
委託	認可保育所、認定こども園(保育所部分)または特定地域型保育事業を利用中	5
	幼稚園に通園中	7
	家庭保育室に委託中(ベビーシッター等含む)	7
	ナーサリールーム・その他の認可外保育施設に委託中	7
	保育施設の一時的保育を利用中	7
	事業所内保育施設に委託中	7
	養護施設等に入所中	15
保護者が保育	自宅にて保育	2
	自宅外にて保育	3
	育児休業中・産前産後休暇中	6
	認可保育所、認定こども園(保育所部分)または特定地域型保育事業を利用して下の子の育児休業を取得することに伴い、自主的に退所した児童の再入所申込みおよび、同時申込みの兄弟姉妹	11
保護者以外が保育	祖父母・その他の親族が保育	3
	知人が保育	4
勤務先に保育		5
計		

調整指数2(加算状況)		指数	
区分			
乳幼児保育所・小規模保育施設・定期保育 卒園児		5	
転園	転居・勤務地の変更・在園施設の移転	2	
	兄弟姉妹が在園する保育施設への転園		
	市外委託先から市内保育施設への転園		
	市外からの転入予定で、現在居住地の認可保育施設在園の新規申込み		
生活保護等受給世帯		5	
単身赴任中		4	
保護者に、主たる事由以外に1つ以上要件を満たす事由あり(条件あり)		1	
保護者が保育士・保育教諭で、市内保育施設に勤務中または採用予定		9	
兄弟姉妹	障害児あり	3	
	未就学児童あり	同一園を第一希望とするもの	3
		上記以外	2
	未就学児童なしで、小4までの就学児童あり	1	
	兄弟姉妹3人以上家庭(3人目以降人数につき1点)	1/人	
父方祖父	同居(65歳以上または保育ができない理由あり)	1	
	別居・不存在		
父方祖母	同居(65歳以上または保育ができない理由あり)	1	
	別居・不存在		
母方祖父	同居(65歳以上または保育ができない理由あり)	1	
	別居・不存在		
母方祖母	同居(65歳以上または保育ができない理由あり)	1	
	別居・不存在		
計			

合計指数

※異なる家庭状況で同合計指数の場合は「状況別優先順位表」の順により選考する。
 なお、状況別優先順位が同位の場合は、前年度市民税所得割額(住宅借入金等特別控除前の税額)の低い世帯から選考する。
 ※26条等通知児童およびさいたま市公立保育所育成支援制度対象児童については入所について考慮する。
 ※育児延長希望に係る世帯の場合、利用調整に係る合計指数分を減算する。
 ※本基準表は、令和2年4月入所における利用調整から適用する。

状況別優先順位表	
26条等通知	1
育成支援児	2
不存在	3
災害復旧	4
疾病・障害	5
出産	6
看護・介護	7
就労中	8
育児休業中	9
学生	10
稼働予定	11
求職中	12
在園者	13
管外委託	14
育休延長希望	15

兄弟同時希望時の意向	
◎ 同保同時	
◎ 同保順次(上)	
◎ 同保順次(下)	
◎ 別保同時(同)	
◎ 別保同時(希)	
◎ 別保順次(同)	
◎ 別保順次(希)	
◎ その他	
()	